

# 相続の税務 Q&A

▶11◀ ランドマーク税理士法人監修

## 農地についての遺言書の形式は

**Q 私は土地をいくつか所有していますが、私に万が一のことがあった場合を考えて遺言書を書こうと考えています。遺言書には形式が決められていると聞いたのですが、どのように書けばよいのでしょうか。**

## 本人が直筆で作成するか 公証人が作成または確認

**A 遺言書には①自筆で書くもの②公証人に作成してもらうもの③公証人に遺言書の存在を確認してもらうものの三つがあります。**

**【解説】**民法では緊急時などの特別方式を除いた普通方式の遺言として、次の3種類を規定しています。

### ①自筆証書遺言

遺言者が自ら作成した遺言書を指します。秘密は守られますが、保管の面で難点があります。自筆が条件であり、代筆やテープへの録音は無効です。日付は年月日まで正確に記載し、印鑑は認め印でも有効ですが実印が望ましいです。

### ②公正証書遺言

2人以上の証人（推定相続人、未

成年者などは証人になれません）の立ち会いのもとで、公証人に作成してもらう遺言です。これは公証役場に保存され、最も安全で法的根拠能力が高いものです。ただ、遺言の存在が分かってしまうことや秘密が漏れやすいという難点があります。身体が不自由などの理由で公証役場まで出向けない時は、公証人に自宅や病院に来てもらうこともできます。作成には財産の価額を基に公証人手数料がかかります。

### ③秘密証書遺言

遺言者本人または代筆者が作成して封印した遺言書で、公証人に遺言者本人のものであることを確認してもらい作成されるものです。公証人は遺言書の存在を証明してくれますが、内容には関与しません。また、公証役場で保管されないので注意が必要です。

公正証書遺言以外の遺言は、遺言者の相続発生後に家庭裁判所での検認が必要になります。

安全性・確実性の面から公正証書遺言の形で遺言を残すことをおすすめします。なお、公正証書遺言の作成には遺言者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）、遺言者と相続人ととの続柄がわかる戸籍謄本など、数点の添付書類が必要となります。

◆次回は4月15日付